

# 地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化について

2023年3月

デジタル庁

## — 統一・標準化の概要

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

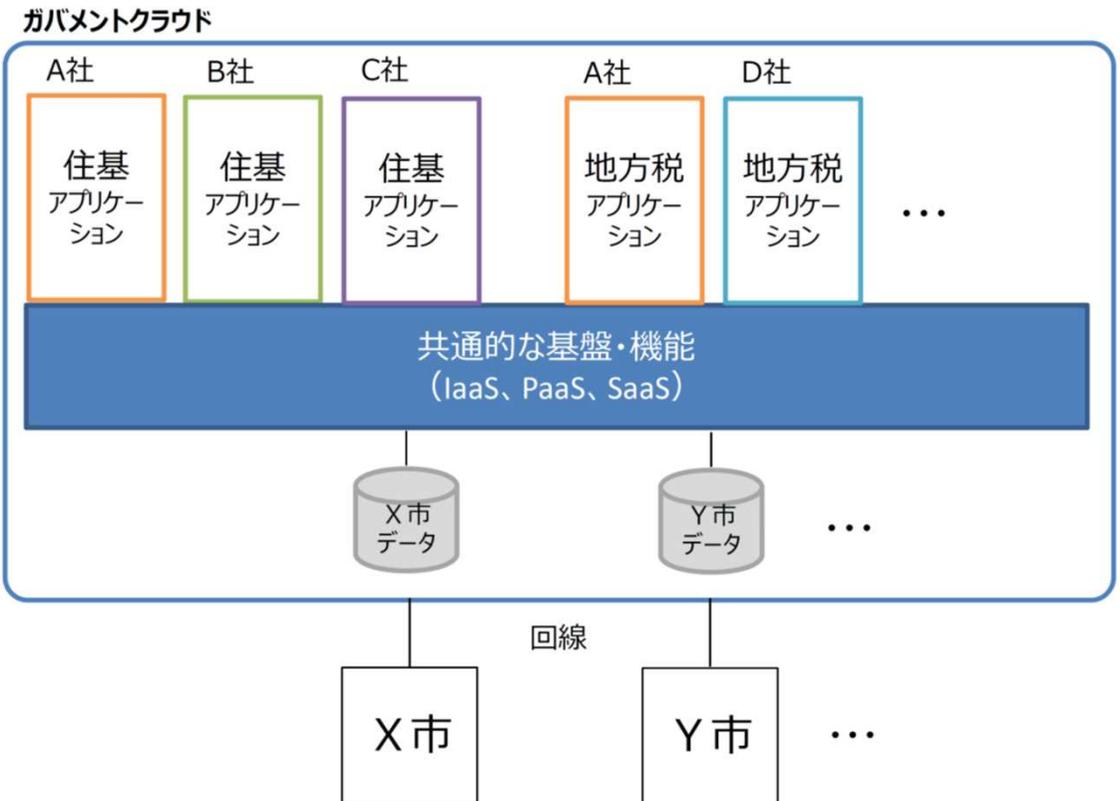
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

## 具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。

住民・企業等  
(行政サービスの利用者)



共通的な基盤・機能は、  
デジタル庁等が構築・自治体を利用

マイナポータル

申請管理機能

文字機能

ガバメントクラウドは、  
デジタル庁が調達し、国・自治体を利用

サーバ

ストレージ

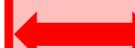
その他マネージド  
サービス

各業務の標準仕様は国が作成・公表し、  
デジタル庁が整備した環境の上に、  
各ベンダが標準準拠システムを開発・提供

A社  
住基  
AP

B社  
税  
AP

C社  
福祉  
AP



自治体は、従来、バラバラの仕様で調達していたが、統一・標準化の取組によって、各ベンダが提供する標準準拠システムから、自治体を選択し、調達・利用

X市

Y市

Z町



# — 標準化基本方針

# 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（**閣議決定**）。

## 統一・標準化の意義及び目標

**移行期間**：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

**情報システムの運用経費等**：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

## 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

## 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

## その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行（地方自治体）		先行事業 （標準準拠していないシステム）		移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的に実施）	

# 移行期間

## 2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

### (5) 標準準拠システムへの円滑な移行とトータルデザインの実現

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。
- 具体的には、**令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。**
- また、標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のための次の取組みを行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。**
  - ① トータルデザインの考え方の下で、デジタル庁が標準準拠システムの共通機能や共通部品（申請管理を含むフロントサービスとの連携機能、認証機能、文字環境の3つを候補として注力する。）を開発し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組を、**早期に標準準拠システムに移行し当該取組に積極的に協力する市町村と段階的に実証することとする。**
  - ② ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発・運用の高度化に挑戦するベンダのスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。
  - ③ **標準仕様書において標準化すべきであるがされていない機能や過剰な機能等の検証・整理や、システム連携に関する効率的な検証環境の準備を進める。**

# ガバメントクラウド以外の利用

## 4.3.1 ガバメントクラウドの位置付け

○ 地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。 地方公共団体は、**標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきである**が、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

## 6.1.2.2 デジタル基盤改革支援補助金の事業実施方法等

○ デジタル基盤改革支援補助金は、各地方公共団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、標準化対象事務の処理に係る情報システムに関して地方公共団体が行う、ガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業を対象とし、当該事業に必要な一時経費（導入経費）に係る財政支援を行う。

○ また、ガバメントクラウドを活用した環境で構築された標準準拠システムへの移行に対して補助することが原則であるが、ガバメントクラウド以外の環境で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業については、次の条件をいずれも満たすものを例外的に対象に含める方向で、検討を行う。

① **ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表**するとともに、**継続的にモニタリング**を行うこと

② **当該環境とガバメントクラウドを接続**し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、**必要なデータを連携させることを可能とすること**

# ガバメントクラウドの利用料

## 4.3.5.5 ガバメントクラウドの利用料

- 地方公共団体の基幹業務システム等が活用する**ガバメントクラウドの利用料**については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、**ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体に負担を求める**ことについて、業務全体の運用コストや利用料等の見通しの情報を明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行う。
- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、**早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体**に対しては、**標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、技術的支援に加え、当該検証等に要する費用を国が支援する**など、必要な支援について予算編成過程において検討を行う。

# 適合性確認

## 5.1.3 機能標準化基準への適合性の確認

- 機能標準化基準の**適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有している。**
- 標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以外の機能を実装してはならないことから、地方公共団体は、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する必要がある。
- 地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、**事業者は地方公共団体に提示する標準準拠システムの提案書やマニュアル等**において、機能標準化基準に規定される**機能 I Dごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示する**ものとする。その他、**地方公共団体の確認の負担を軽減する方策について引き続き検討**を行う。
- 制度所管府省は、地方公共団体から機能標準化基準の適合性の確認において疑義が生じ、照会があった場合には、速やかに詳細を把握する等し、5.1.4で定める検討会の場で議論をする等しながら、解釈を示す等の対応を行う。

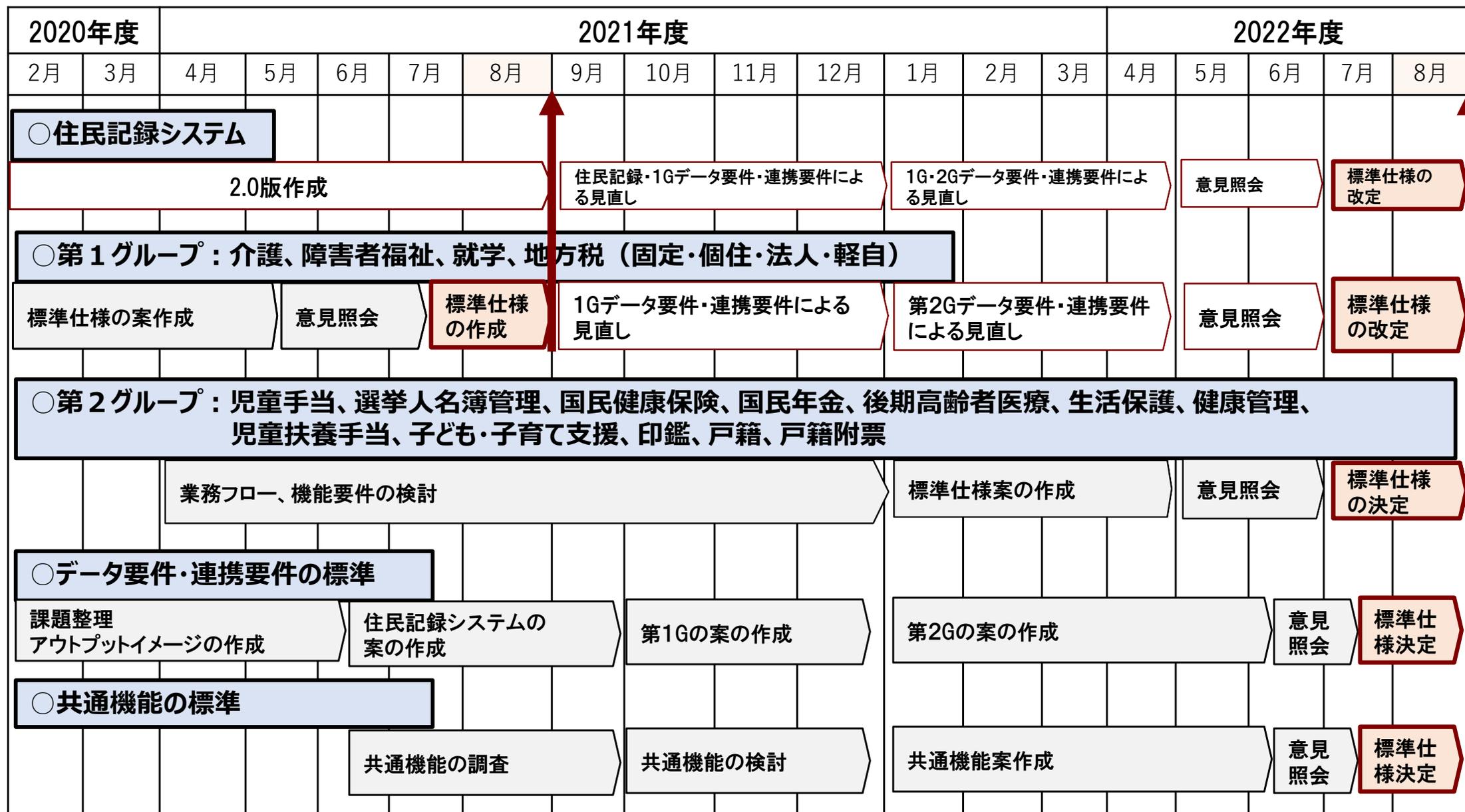
## 5.2.2 共通標準化基準の適合性の確認

- 共通標準化基準の**適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有する。**
- 共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。
  - (1) **データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合**は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保されている必要があることから、**標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施されるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならない**こととするとともに、**当該ツールは地方公共団体に提供することにより、地方公共団体が行う適合性の確認の負担を軽減**する。
  - (2) 非機能要件の標準については、常時、適合性確認を行うことが困難な項目も含まれることから、地方公共団体が S L A その他受注者との取り決めの項目として明示することで適合性を担保することとする。
  - (3) 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる。

## — 標準仕様の見直し

# 標準仕様書の作成（8末）

## ●2022年8月:20業務の標準仕様書、データ要件・連携要件の標準、共通機能の標準



# 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方（1）

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

## <基本的な考え方（案）>

- ① **制度改正**を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの**適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表**する。  
ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、**制度改正以外**の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その**1年後以降に適用**する。  
ただし、**移行支援期間（2025年度まで）**においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として**当該見直しは行わず**、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。  
(例 前期分：8月31日、後期分：1月31日)
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

出典：地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）  
資料3 「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」より

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方（２）

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

### <2022年度における取扱い（案）>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

## — 実装類型の点検

# 実装類型の点検に係るスケジュール

○点検結果について、関係府省と連携し、令和4年度内を目途に各業務の標準仕様書への反映を実施。

		令和4年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン							標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定(年度内) ▼
デジタル庁	見直し案作成 データ要件・連携要件改定		ベンダアンケートなど調査を実施	実装必須機能見直し案の作成	各制度所管府省の検討支援	データ要件・連携要件への反映	
各制度所管府省	見直し案確認・精査 標準仕様書の改定				見直し案確認、検討会等	標準仕様書への反映	

# 実装類型の点検の概要

- 令和4年8月末までに、20業務全ての標準仕様書が作成・公表されたところ、機能要件については、複数のベンダから、実装必須機能が過大過剰になっているのではないかと、この意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されるなど、開発等の本格化に当たり、実装類型の点検が喫緊の課題となった。
- この課題を踏まえ、令和7年度までの円滑な移行に向けたベンダの機能開発範囲の最適化や、システム提供価格の低減等を実現するため、**実装必須機能から標準オプション機能への見直しに向けた、実装類型の点検を実施。**
- 具体的には、デジタル庁においてベンダへのアンケート調査などを実施。その結果を踏まえて、各業務の機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行う。

## 【実装類型に関するアンケート調査】

調査対象：自治体の基幹業務システム関連ベンダ（APPLIC経由で依頼）

調査期間：11月8日～11月30日

調査内容：**20業務の実装必須機能について、主に以下の観点から点検**するべく、意見照会を実施

見直しの対象とする観点	説明
<b>便利機能</b>	BPRを除き、特に一定規模以上の自治体に必要な職員の利便性のための機能で、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
<b>その他の機能要件により充足する機能</b>	その他の機能要件により充足する内容を多重に規定している場合、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
<b>過剰機能</b>	当該機能を利用する自治体が少ない等、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの

# 実装類型に係るベンダ調査等の結果と見直しの考え方

## 【実装類型に関するアンケート調査の結果概要】

回答ベンダ数：各業務ごとに、1～16ベンダから回答

意見のあった機能ID数：2,847（うち同一機能IDについて各業務の過半数又は4社以上から意見のあった機能ID数：294）

## 【実装類型の見直しの考え方】

- 標準仕様書の実装類型については、各業務の標準化検討会における構成員（自治体、ベンダ等）の検討を踏まえ、全国意見照会を経て定められたもの。
- また、自治体からは「標準オプション機能とした場合、実装するかしないかはベンダの任意となるため、同機能が実装されたシステムが提供されない可能性があるのではないか」といった懸念等があった。
- 2025年度（令和7年度）までの標準準拠システムへの移行を目指し、システム開発が本格化する中、デジタル庁において現に機能開発等を行うベンダと意見交換したところ、ほとんど全てのベンダから「標準オプション機能については、既存顧客である自治体が必要とする場合、標準準拠システムの機能として実装する方針」と聞いているところ。
- これらのことを踏まえ、各業務や横並び調整方針等において政策的に推進するための機能を除き、原則として、アンケート調査の結果を踏まえたデジタル庁の修正案を標準仕様書に反映することとし、デジタル庁は関係府省と調整を行う。

## 指定都市要件の点検

# 指定都市における標準化の課題とその検討状況等

- 指定都市における標準化の課題の解決に向けて、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」を開催し、**標準化対象の全20業務の機能要件**について、デジタル庁と指定都市20市（情報政策担当課、各業務担当課）が協力し、点検作業を実施。
- 各業務の標準仕様書に対する直近の意見（20業務合計で11,300件）を分類。
  - A 指定都市の制度上、標準仕様に固有の規定が必要なもの**（例：行政区や設置機関の取扱いなど）
  - B 人口、処理件数の多い団体にとって規定が必要なもの**（例：大量一括処理や過誤防止機能など）
 については、指定都市要件の候補として、複数市が同意見のものを抽出するなど、更に精査を実施。

分類	意見数 ※A+B合計 3,276件
A. 指定都市の <b>制度上、個別の規定が必要なもの</b> →「 <b>実装必須機能</b> 」の方向で検討	697件
B. <b>人口、処理件数の多い団体にとって必要なもの</b> →「 <b>標準オプション機能</b> 」の方向で検討	2,579件
※ C. その他、指定都市に限らない意見や要望等 →今後の取組や検討の中で反映するべく、各府省とも共有	8,024件

- 最終的に、今般とりまとめる指定都市要件に準拠したパッケージ（標準準拠システム）を各ベンダが開発し、各市が実際に移行することが必要。

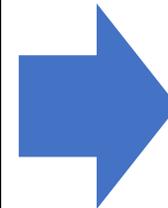
⇒実現性のある指定都市要件の標準仕様として成案をまとめるべく、以下の点から精査。

- ・**パッケージ化の条件と思われる過半数等、複数市が同意見のものを抽出し、素案としてとりまとめ**（標準化の趣旨を踏まえ、個別意見＝個別開発は避ける）。
- ・**ベンダに対し、2025年度までの移行を念頭に置いた実装の可否を確認し、実現性のある仕様として更に精査。**

# 指定都市における標準化の課題とその検討状況等

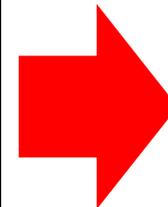
- ベンダにおけるパッケージ化の検討の俎上に乗り得る観点から、**「過半数（11市）以上からの同意を得ている意見」**については、デジタル庁において、各業務の標準仕様書に追加すべき指定都市要件の**「素案」**としてとりまとめ。
- 素案は各指定都市も確認し、**素案に含まれていないが、指定都市要件として追加すべき意見**がある場合、**「過半数(11市)又は複数市（※）以上からの同意」**を得るとともに、**指定都市側で機能要件案等**をとりまとめて、**期日までにデジタル庁に提出**。デジタル庁は、素案と同様に、各ベンダに提示し、実装可否について調整。  
※実装必須機能のため、原則として過半数以上（分類Bについては標準オプション機能のため、少なくとも4市以上で必要性が特に高いとするもの）

分類	素案 ※11市以上が 同意見
A. 指定都市の制度上、個別の規定が必要なもの →「 <b>実装必須機能</b> 」の方向で検討	609件
B. 人口、処理件数の多い団体にとって必要なもの →「 <b>標準オプション機能</b> 」の方向で検討	2,281件
合計	2,890件



## ①ベンダに確認依頼

- ・2025年度までの移行を踏まえ、実装の可否について確認



## ②指定都市に確認依頼

- ・追加すべき意見がある場合、11市又は複数市（※）以上からの同意を得て、機能要件案をとりまとめてデジタル庁に提出



## ③ベンダに追加で確認依頼

- ・指定都市のとりまとめを踏まえ、実装の可否について確認

※素案にならなかった意見についても、関係府省やベンダと共有し、今後の取組や開発の参考とする。

- ・A又はBに分類、素案にならなかった意見の合計：386件  
 （うちA：88件 B：298件）

# 指定都市要件の素案の例

①**分類A 子ども・子育て支援システム** 機能要件名：契約－利用者負担額決定等

対応：**新規追加（実装必須機能）**

- 利用調整結果通知・利用者負担額決定通知・支給認定通知の電子公印を、各通知書を管理している行政区ごとに変更できること。

②**分類A 障害者福祉システム** 機能要件名：療育手帳－申請管理機能

対応：**類型変更（実装必須機能）**

- 検査情報のうち機微情報（特にIQに係る情報）については、指定都市が設置する行政区等の窓口ごとに、処理制御や利用情報を設定でき、設定に応じた各機能を利用できること。

③**分類B 後期高齢者医療システム** 機能要件名：保険料収納

対応：**新規追加（標準オプション機能）**

- 広域標準システムとの突合及び決算事務処理を行うため、指定日における「収納実績表（調定、収納、過誤納、還付、還付未済、欠損額）」が出力できること。

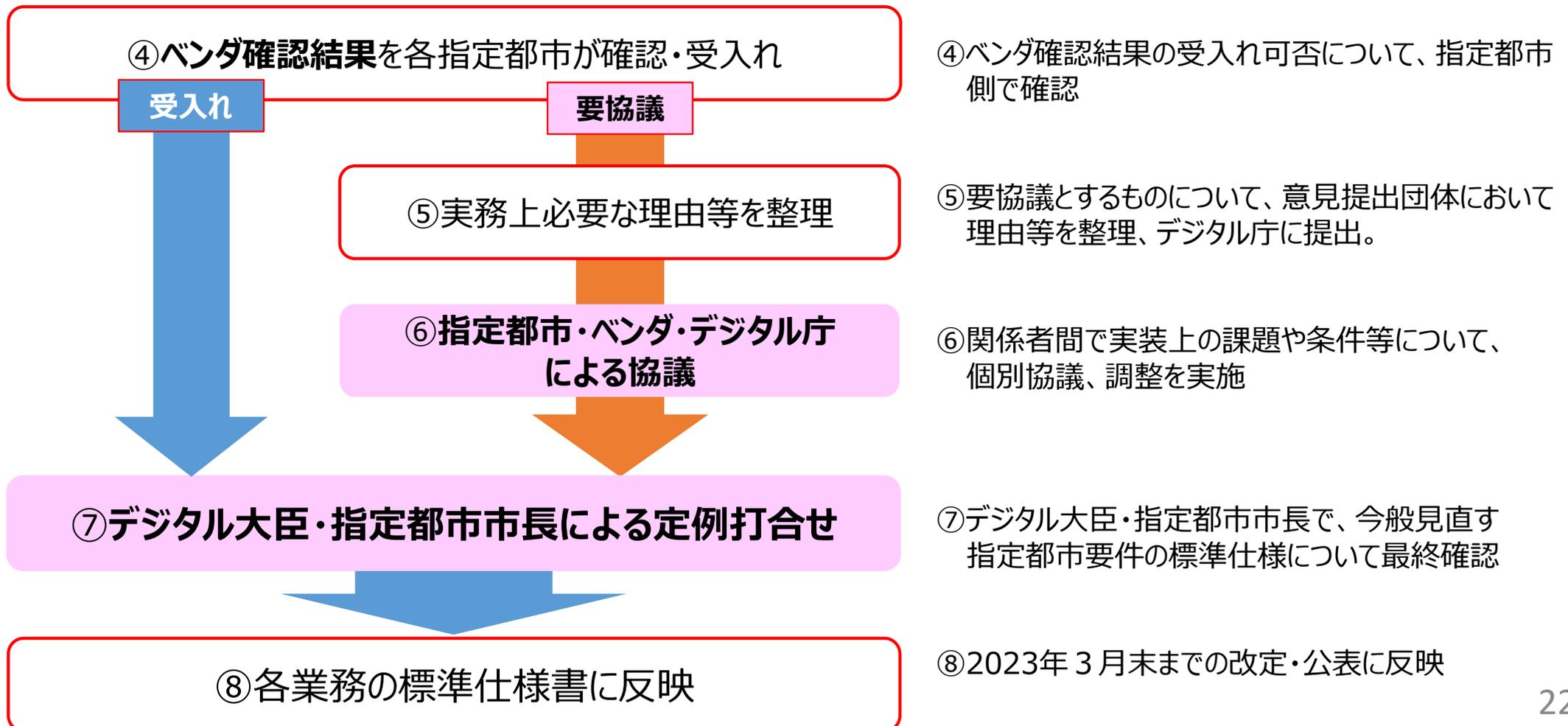
④**分類B 障害者福祉システム** 機能要件名：療育手帳－一覧管理機能

対応：**新規追加（標準オプション機能）**

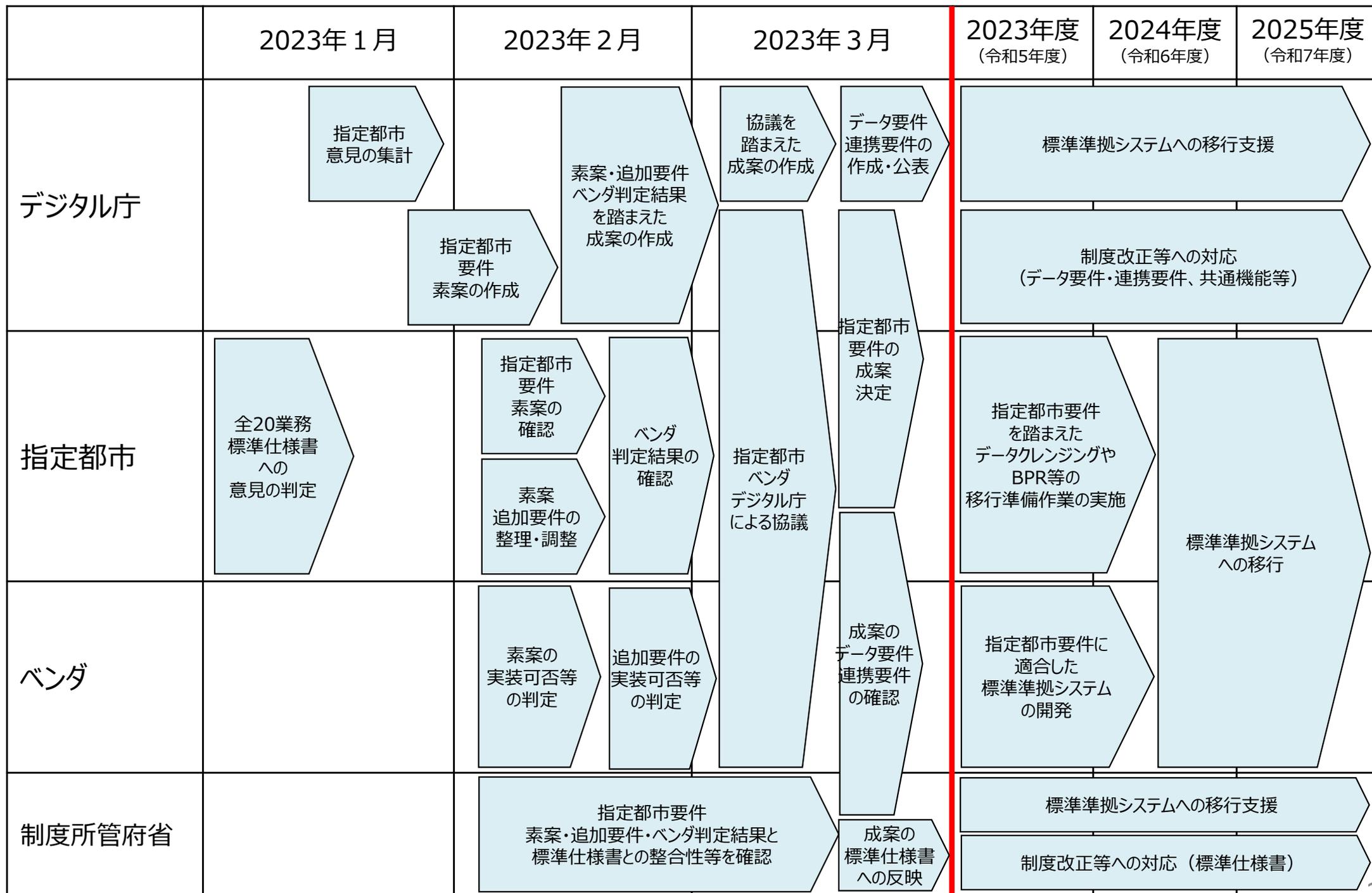
- 事務効率のため、手帳交付者一覧を交付日・判定結果送付日・結果送付日を一括更新することができること。

# 指定都市における標準化の課題とその検討状況等

- **指定都市向けのシステム開発を行っているベンダ等**に対し、デジタル庁から素案を提示し、2025年度までの標準準拠システムへの移行を念頭に置いた実装の可否等についての確認や、指定都市・ベンダ・デジタル庁による協議を各業務で実施するなど、調整を実施。
- 最終的に、指定都市及びベンダの調整が整った成案をとりまとめ、デジタル庁から各制度所管府省に対して、各業務の標準仕様書に反映するよう依頼し、3月末までに反映後の標準仕様書を作成・公表する。



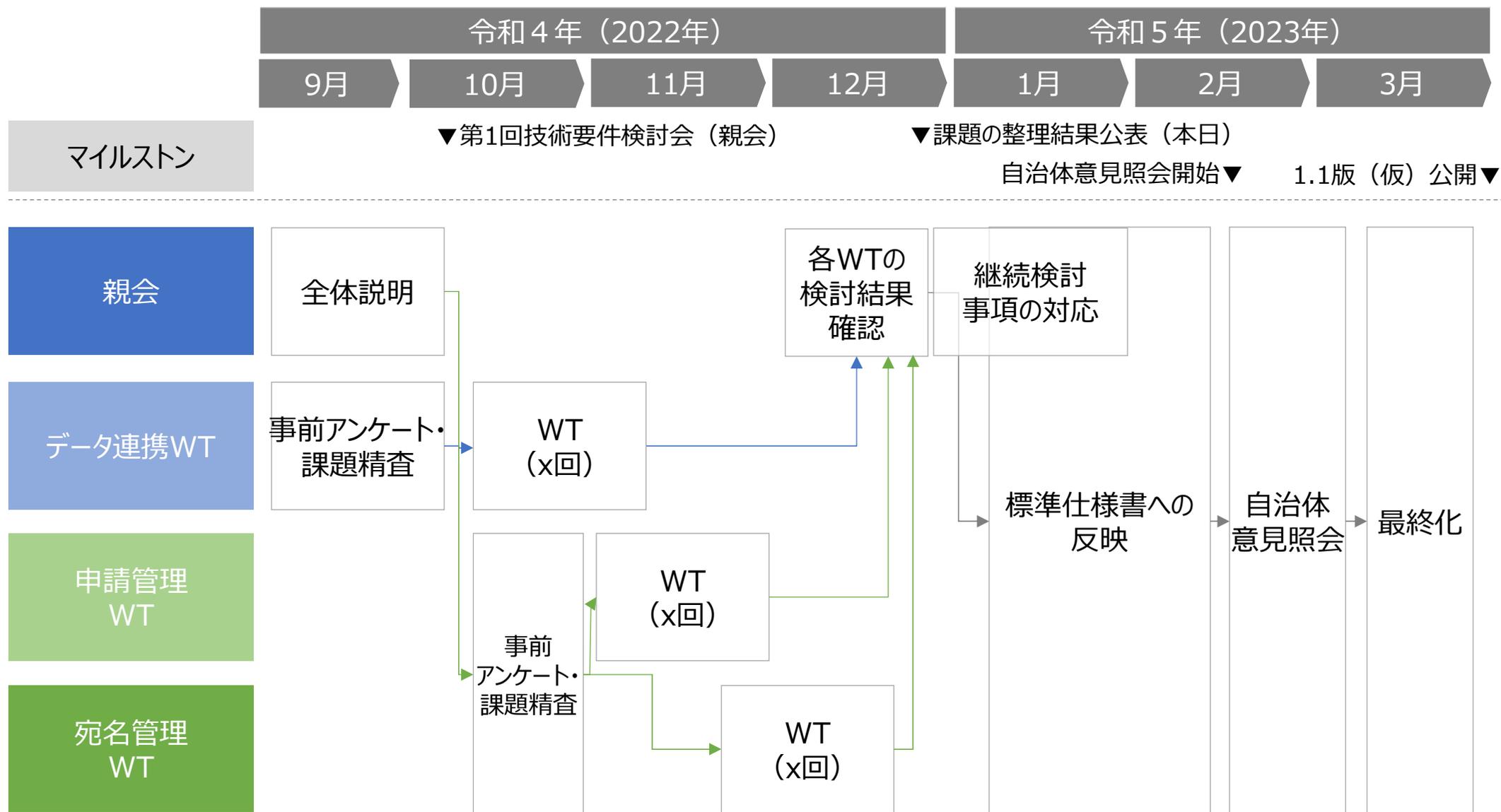
# 指定都市における標準化の課題検討と今後のスケジュール



## — 共通機能等技術要件の検討

# 検討スケジュール

検討結果のうち標準仕様書の改定が必要なものについて1月以降に反映を行い、自治体への意見照会の結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）末に仕様書改定版を策定する。



# ワーキングチームでの検討

ワーキングチームで取り扱った主な課題・論点及び検討内容を基にした方針は以下のとおり。

## 主な課題・論点

## 方針

### データ連携 WT

- ✓ 庁内データ連携の全体方針のあり方
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携方式（独自IFを許容するか）
- ✓ 移行過渡期の庁内データ連携の取り扱い

- ✓ **庁内データ連携の全体方針をファイル連携を基本とすることに転換**（API連携も必要な部分に絞り維持）
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、**機能別連携仕様に規定するIFを原則**とし、当該IFにおいて必要な項目を**連携できない場合は、基本データリスト**を用いた連携とすることに見直し
- ✓ 移行過渡期の**ファイル連携は標準化前システムで対応**することをベースラインとして示す

### 申請管理 WT

- ✓ ぴったりサービスのプリセット項目と標準仕様書の管理項目との対応
- ✓ ぴったりサービス～基幹業務システムまでのオンライン申請全体の役割分担
- ✓ 総務省仕様が規定する申請データの連携方式の継続利用の可否
- ✓ 申請処理状況登録APIの取り扱い

- ✓ **プリセット項目と標準仕様書の管理項目の対応付け**を連携要件として規定
- ✓ 各システムの役割分担を明確化し、**オンライン申請全体の運用フローをリファレンスとして提供、申請管理機能の機能要件の規定**
- ✓ **総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データ連携方式3(入力画面取込)、4(一括取込)を過渡的な対応として許容**
- ✓ 申請処理状況登録APIは標準化以降の対応

### 宛名管理 WT

- ✓ 宛名情報の管理の在り方（宛名情報まで一元管理する）
- ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の一体的な提供

- ✓ 住民・住登外者含めた宛名情報の一元管理を見据えた検討を進めるものの、移行期支援期間中の対応としては、**宛名番号付番のための個人番号、基本4情報のみの管理とすることを維持**
- ✓ 当該2機能を**一体的に提供する際のリファレンスを提供**

## — 文字要件の改定

## 文字要件に係わる改定の方針

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月閣議決定）において、「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」としたところ、**標準準拠システムの開発及び移行について、可能な限り円滑に実施できる環境整備が必要。**
- 2022年（令和4年）8月時点での文字要件においては、「**各標準準拠システムが保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012**」等とし、**戸籍・住記等システムのみ「文字情報基盤として整備された文字セット」を保持**するとした上で、他のシステムについても**証明書等に記載する氏名等について必要な場合は、「文字情報基盤として整備された文字セット」に変換して表示**するとしたところ、**氏名等に係るシステム間の情報連携を実現するための実装上の課題**や、**氏名等について各システムで異なる文字セットを保持することによる地方自治体における運用面の課題**について、移行準備等が進む中、より迅速な解決が必要と認識。
- これらの課題に対応し、全体としてより効率的なシステム構築や運用に資するため、**原則として、各標準準拠システムが保持する文字セットを統一**することとし、**文字要件において所要の改定を行う**とともに、**必要な文字環境の整備を促進**することとしたい。

## 標準準拠システムの文字セット

- 各標準準拠システムが保持する氏名等の文字セットは、デジタル庁において標準準拠システムの運用に必要な文字として整備された文字セット（以下「MJ+」という。）とし、文字コードはJIS X 0221:2020とする。
- 従来の文字セットを、MJ+と対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。

- MJ+とは、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット：MJ+）である。

# M J + の範囲と運用上必要な文字のイメージ

運用上必要な文字(サンプル)

#	字形	コード
1	菁	U+10016D
2	し	U+10021D
3	ダ	U+100A3E

戸籍ベンダーが  
管理する文字



約77.5万文字  
法務省の文字情報整備作業で  
文字情報基盤に同定できたもの

包摂



文字  
情報基盤  
(MJ)

標準準拠システム  
の運用上必要な  
文字を絞込



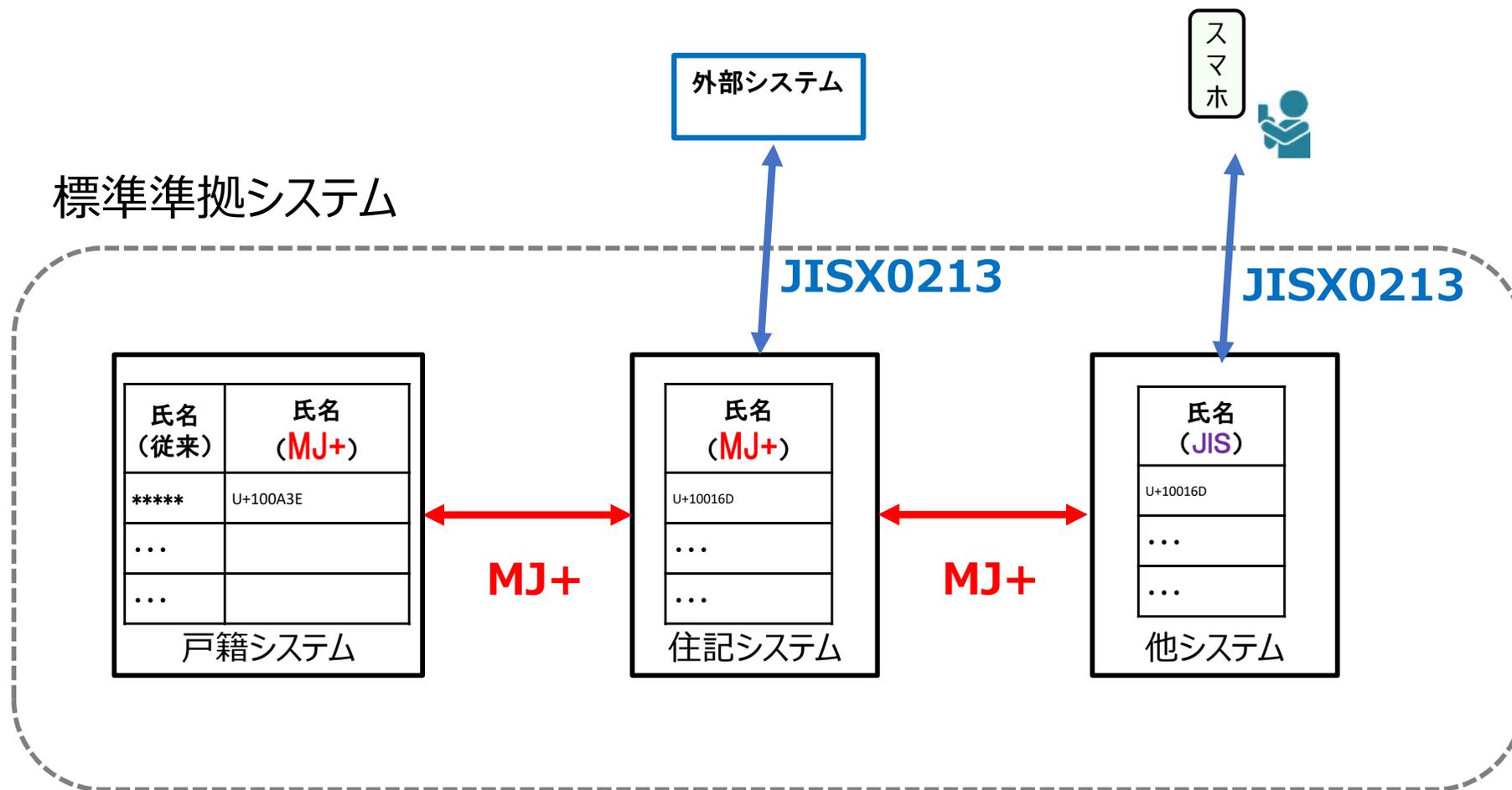
**MJ+**  
(MJを拡張した  
文字セット)

約17.2万文字  
文字情報基盤に同定  
できなかったもの

グループ化

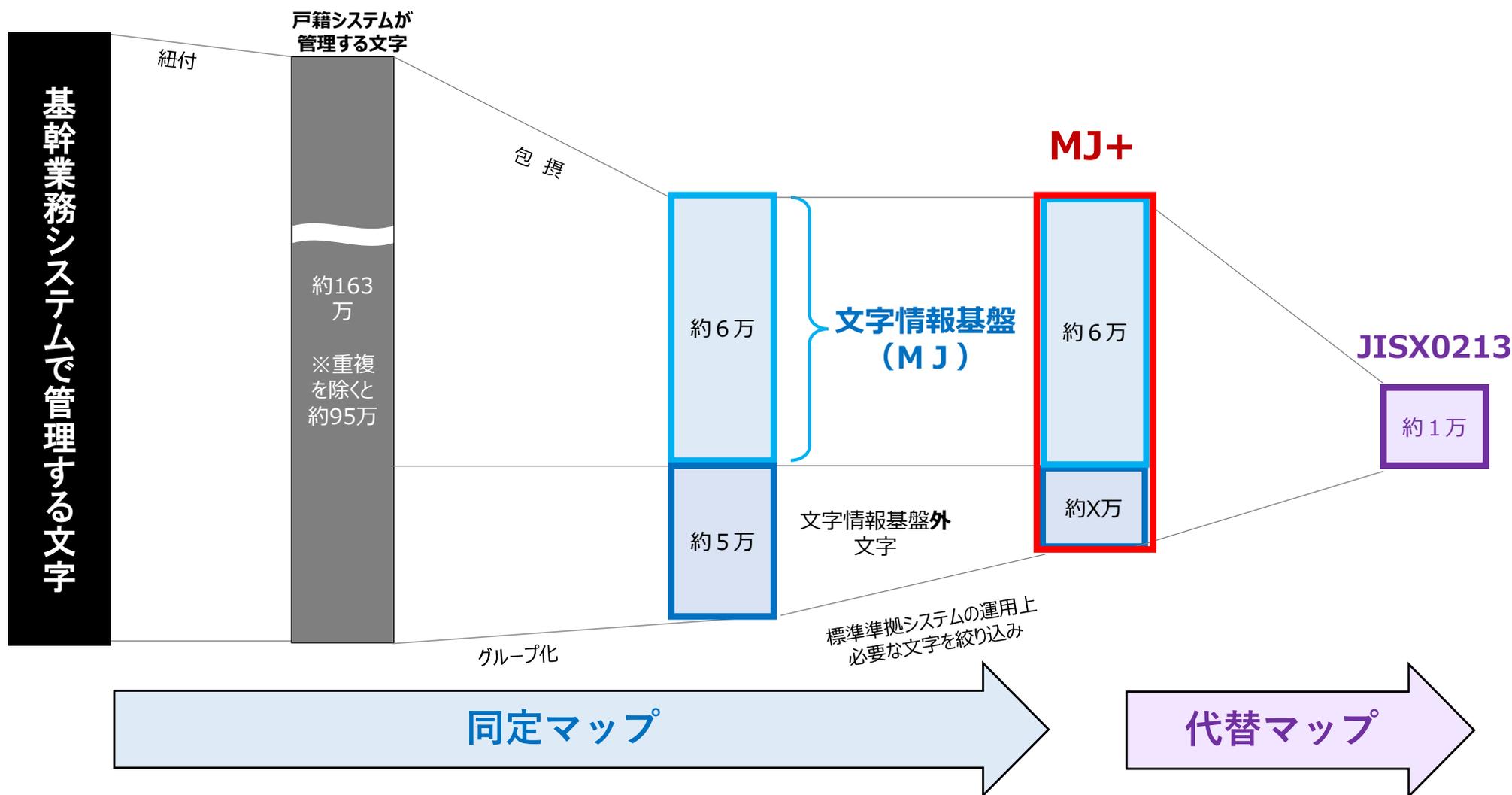
# 氏名等の情報連携

- 全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、MJ+を利用する。
- スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、原則、JIS X 0213:2012とする。



# 同定マップ及び代替マップ

- **同定マップ**：自治体の**基幹業務システム**で管理する文字を、**MJ+**に紐付ける。
- **代替マップ**：**MJ+**を**JISX0213**に紐付ける。
- 法務省の文字整備事業の成果を活用し、**デジタル庁において開発。地方公共団体等に提供する。**

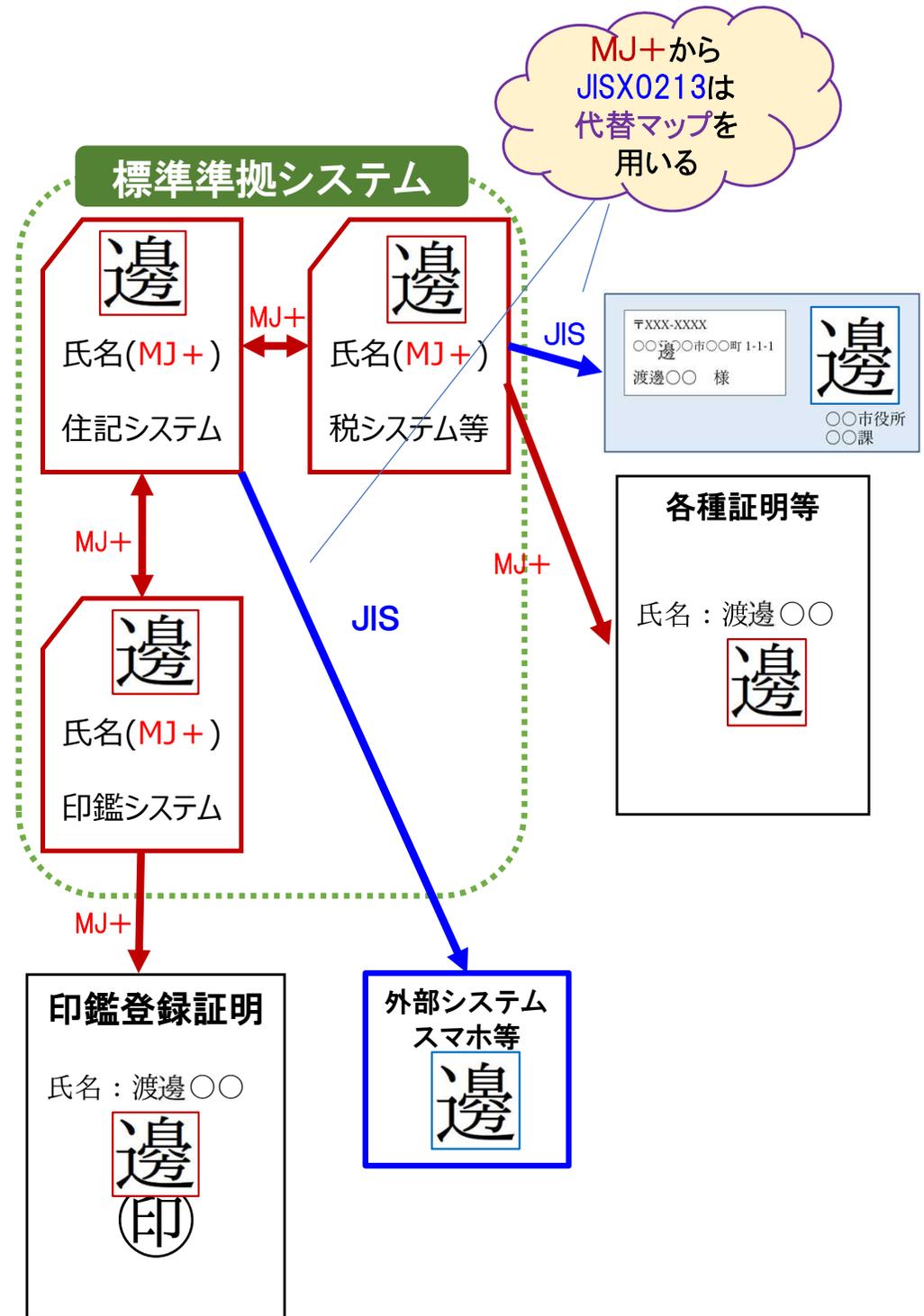


# 氏名等の情報連携のイメージ

● 全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、MJ+を利用する。

● マイナポータルや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012とする。

- ・住記のMJ+を印鑑に連携
- ・印鑑登録証明はMJ+で出力
- ・住記のMJ+を税に連携
- ・税の証明書はMJ+で出力
- ・スマホ等には、デジタル庁作成予定の代替マップを用いてMJ+をJISX0213に変換して、連携



# — フォント、経過措置

- **氏名等の文字フォントは、MJについてはIPAmj 明朝フォント (Ver.006.01 : 最新) と、MJ+のうちMJ以外の文字についてはデジタル庁において作成するフォント (字形) とする。**
  - 英数字について等幅間隔で管理できるように、英数字以外の文字が IPAmj 明朝フォントの字形を変えず、かつ、IPAmj 明朝フォントのライセンスの範囲内で「IPAmj明朝フォントの一部を改変した等幅フォント」を採用してもよい。  
MJ以外の文字は、デジタル庁において作成するフォント (字形) とする。なお、経過措置として、当分の間、当該字形を参考とした独自のフォントを用いてもよい。
  - 氏名等以外の文字フォントは、MJ+を使用する場合にあっては、MJについてはIPAmj 明朝フォント (Ver.006.01 : 最新) と、MJ+のうちMJ以外の文字についてはデジタル庁において作成するフォント (字形) とし、JIS X 0213 : 2012を使用する場合にあっては、任意とする。
- 
- MJ+とは、文字情報基盤の文字セット (以下「MJ」という。) に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット (MJを拡張した文字セット) である。なお、**従来の文字セットを、MJ+と対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能**とする。ただし、この場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、MJ+を利用することとする。
  - MJ以外の文字は、デジタル庁において作成するフォント (字形) とする。なお、**経過措置として、当分の間、当該字形を参考とした独自のフォントを用いてもよい。**

# 文字要件に係わる検討スケジュール

区分	2022(R4)年度				2023(R5)年度				2024(R6)年度				2025(R7)年度				2026(R8)年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
全体イベント			▲ 方針決定	▲ 標準仕様改定		▲ マップβ版提供		▲ マップ1.0版提供								▲ 標準化完了	▲ 文字管理運用開始				
文字整備事業 (法務省)	文字使用状況調査 戸籍統一文字追加 (文字特定、フォント)				文字の属性情報の整理																
有識者検討会			▲ 第1回	▲ 第2回	▲ 第3回	▲ 第4回	検討会の実施														
MJ+管理検討 (文字追加運用検討等)		標準仕様書 MJ+全体像			①文字管理運用検討 ①MJ+追加フォント作成				自治体 ベンダ展開	試行 文字管理運用											
同定マップ開発		方針決定			②同定マップ作成				自治体 実証 (文字同定)	標準化移行支援											文字 管理 運用 開始
代替マップ開発		方針決定			③代替マップ作成				ベンダ、 自治体展開	標準化移行支援											
ベンダ開発作業 (MJ+、JIS0213X対応)								ベンダ開発 ④ベンダ実証													
自治体同定作業								④自治体実証				同定マップにより順次MJ+化									

## — ガバメントクラウド

# ガバメントクラウドの整備

- 利便性の高いサービスをスピーディに提供するため、国や地方公共団体、準公共分野等で **共通のクラウドサービス利用環境** を整備
- 政府情報システムのための **セキュリティ評価制度 (ISMAP)** のリストに登録されたサービスの中からクラウドサービスを調達

## 選定したクラウドサービス (令和4年度)

**Amazon Web Services**  
(アマゾン ウェブ サービス)

**Google Cloud Platform**  
(グーグル クラウド プラットフォーム)

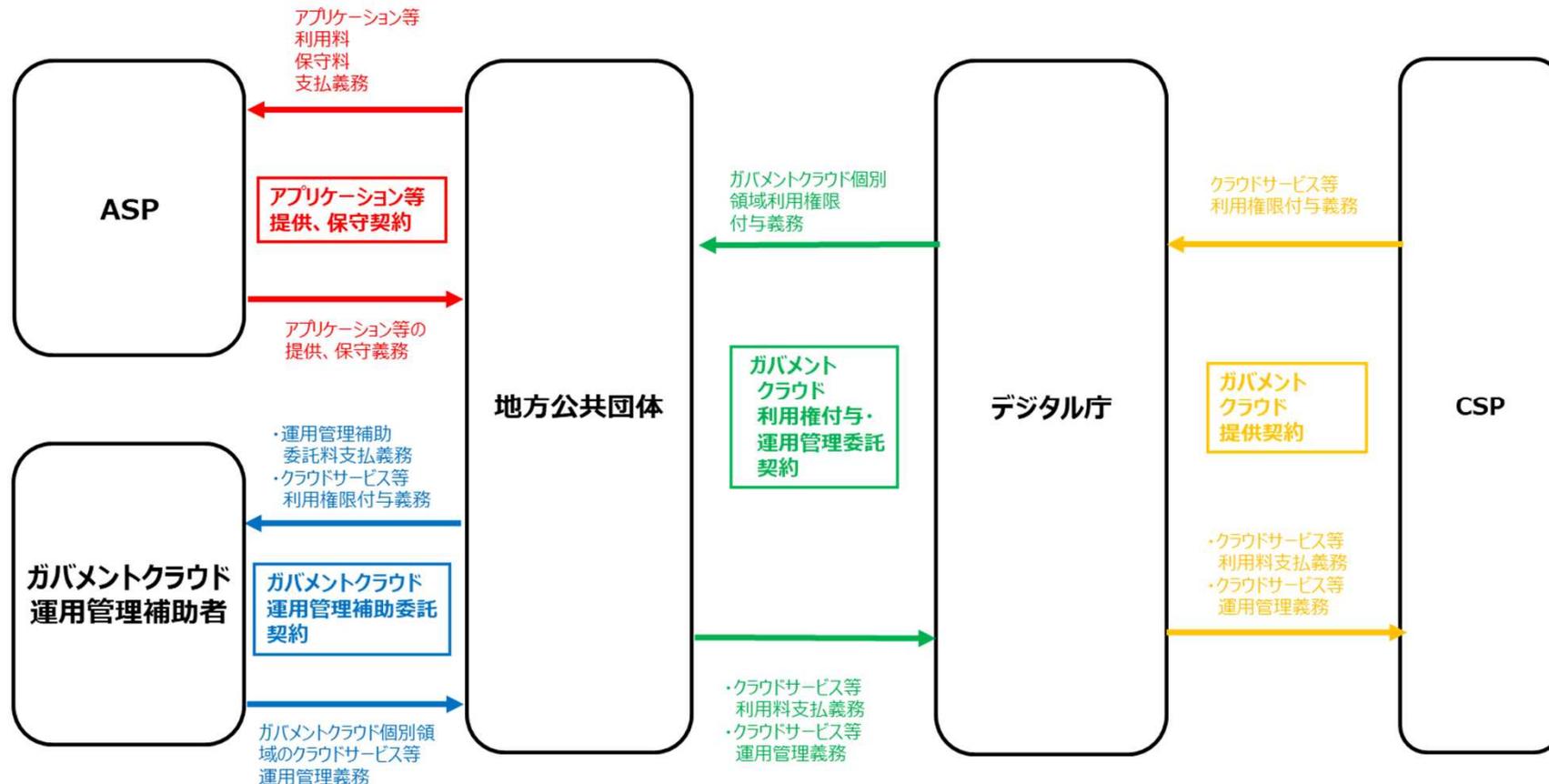
**Microsoft Azure**  
(マイクロソフト アジュール)

**Oracle Cloud Infrastructure**  
(オラクル クラウド インフラストラクチャー)



# ガバメントクラウドの利用（1）

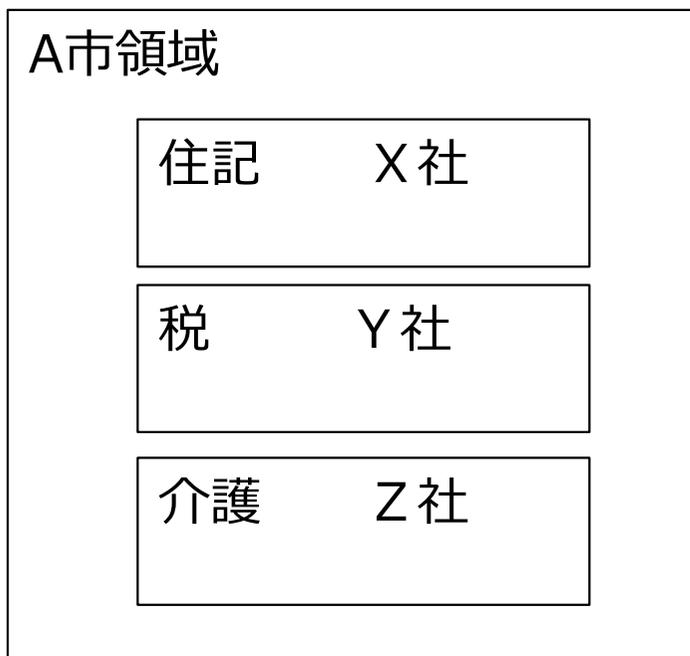
- デジタル庁は、CSPから一括でクラウドサービスを調達する。
- デジタル庁は、自治体にクラウドサービスの利用権限を付与する。
- 自治体は、ガバメントクラウド運用管理補助者に、クラウドサービスの利用権限を付与する。
- 自治体は、ASPとアプリケーションの利用の契約を実施する。



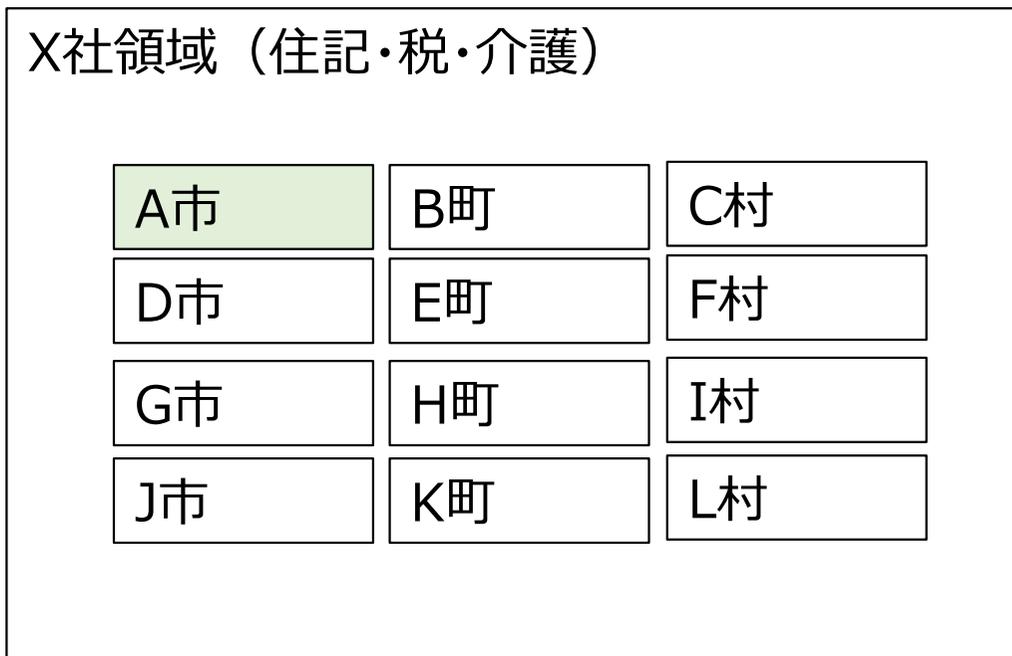
## ガバメントクラウドの利用（2）

- **共同利用方式(推奨)**: 複数の自治体が同一のガバメントクラウド運用管理補助者に利用権限を付与し、**運用管理補助者が、複数の自治体の運用管理を統一的に実施**
- 共同利用方式は、管理を委託されたSEが、環境セットアップ、ネットワーク設定、監視やパッチ等を一体で行うため、**コスト削減が可能**

単独利用方式



共同利用方式



# 地方公共団体向けガバメントクラウド関連ドキュメント一覧

2023年1月18日時点

ドキュメント名	対象者	公開時期／方法
●地方公共団体情報システム標準化基本方針	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
●標準仕様書	自治体・ベンダ	—
●地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
●地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
認証リファレンスモデル	主にベンダ	年度内公表予定
●地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
ガバメントクラウドにおける連絡体制について	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知）
ガバメントクラウド接続サービスの概要	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知）
R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請／アカウント申請	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知）
ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約	自治体・ベンダ	令和5年2月に自治体向けに公表済
ガバメントクラウド提供契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年2月に自治体向けに公表済
ガバメントクラウド運用管理補助委託契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年2月に自治体向けに公表済
アプリケーション等提供・保守契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年2月に自治体向けに公表
●特定個人情報保護評価 ひな型	自治体	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
●地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
●地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	自治体・ベンダ	令和4年3月公表済（総務省ウェブサイト）
●地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（総務省ウェブサイト、自治体向け通知）
ガバメントクラウドリスクアセスメント	主にベンダ	令和4年11月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●先行事業中間報告		
投資対効果検証の結果	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
投資対効果試算シート	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（自治体向け通知）
試算のためのCSP価格表	自治体・ベンダ	CSPウェブサイトにおいて公表済
非機能要件の標準の検証事項、検証方法	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
クラウド構成サービス情報一覧	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
クラウド構成概要図	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●ガバメントクラウド利用における推奨構成AWS編	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（今後GCP、Azure、OCIについても順次作成）
●ガバメントクラウド関連文書群		
ガバメントクラウド概要解説	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド手続き概要	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（AWS編）	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（GCP編）	自治体・ベンダ	年度内目途で公表予定（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
技術マニュアル群 ※サンプルテンプレートの内容説明、ヘルプデスク利用法の説明 等	ベンダ	AWS向けは2023年1月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））、GCP向けは2023年3月末、AzureとOCIはその後を予定

# ガバメントクラウド先行事業

# 採択団体一覧

応募のあった52件の中から、8件について下記の点について評価し、採択をしました。

#	団体名(団体規模順)	団体規模	システム構成	評価した点
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い <b>住基および共通基盤</b> がリフト対象。他の <b>大規模団体へのモデル</b> となりうる。
2	倉敷市（高松市、松山市と共同提案）	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること（ <b>構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査</b> ）が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、 <b>現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証</b> を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	<b>主要17業務をすべて含む合計27システム</b> をリフトに加え、マネージド型の <b>PaaSサービス</b> 及びクラウドが提供する <b>テンプレート機能を積極利用</b> し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	<b>低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システム</b> をリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に <b>県域WANを共同利用</b> する接続検証を実施。 <b>既存のインフラを活用した移行のモデル</b> となりうる。
7	美里町（川島町と共同提案）	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、 <b>複数の方式</b> を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、 <b>他団体が移行方法を検討する際のモデル</b> となりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではの、 <b>安価に接続できることができる回線のあり方を検証</b> 。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

※採択団体の応募資料は、デジタル庁Webサイトに掲載します。 <https://www.digital.go.jp/posts/ZYzU5DYY>

# 先行事業での検証事項

本先行事業（令和3年度～4年度）においては、主に以下の事項を検証しています。

## 1. 非機能要件の標準の検証

- 先行事業においてガバメントクラウド上に構築したシステムが、非機能要件の標準（令和2年9月内閣官房IT室・総務省）を満たすことを検証中
- 非機能要件の標準の拡充版（1.1版）を作成後、1.1版についても検証予定

## 2. 標準準拠システムへの移行方法の検証

- ガバメントクラウドにリフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携を検証中
- 「A.ガバメントクラウドにリフトしてから標準準拠システムへシフトする方法」と「B.リフト・シフト同時に実施する方法」を、コストとリスクの観点で比較検証中

## 3. 投資対効果の検証

- 「A.現行利用中のシステムを同規模で入れ替え・継続利用した場合」と「B.現行利用中のシステムをガバメントクラウドへリフトする場合」について、投資対効果比較を検証中

## 4. 推奨構成の検討

- 迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とするため、ガバメントクラウド上での推奨構成を検討中。

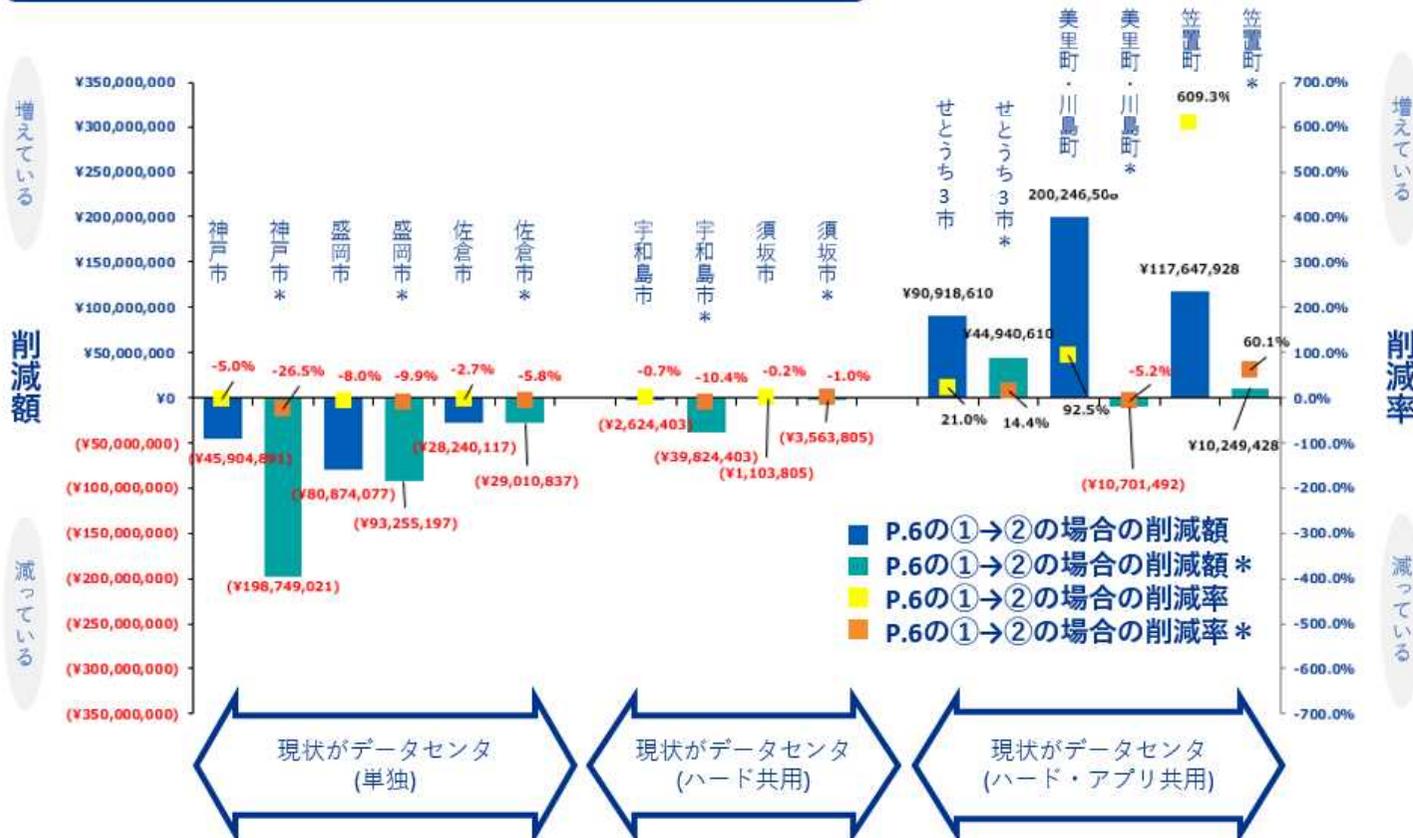
※「推奨構成」とは従来「リファレンスアーキテクチャ」としていたものを改称

# 中間公表資料サマリ（投資対効果の検証）

## ランニングコスト削減率と削減額による分析

- 長期的に投資対効果を高めるには、ランニングコストの削減がポイント。先行事業参加 8 団体について、ガバメントクラウドの投資対効果を検証した結果、ランニングコストが削減される試算となったのは 5 団体。特に現行システムの利用形態がデータセンタ（単独）である場合はガバメントクラウドへの移行によるコスト削減が見込まれる。（青の棒グラフ）
- データセンタ（ハード共用）・自治体クラウド（ハード・アプリ共用）の場合も「ネットワークに関する費用」及び「システム運用費用（按分効果により除外可能見込み費用）」を除き比較すると、微減または微増。（緑の棒グラフ）
- 「既存データセンタ等とのネットワーク接続費用」及び「システム運用費用」がランニングコスト増加要因。二重の接続コスト削減のため多くの関連システムをリフト及び按分効果発揮のため多くの団体がリフトする取り組みが有効。

P.6の①→②の場合のランニングコスト 削減額 × 削減率



※コストについては、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提としたベンダーの見積もりによるもの。また、先行事業参加団体の単独利用であるため、複数団体による割り勘効果が十分に反映されていない。

全採択団体のランニングコストに関して、  
 A：現行システムを再構築・継続した場合のコスト  
 B：ガバメントクラウドへリフトした場合における、  
 削減額 = B-A  
 削減率 = (B-A)/A\*100

\*：ネットワークに関するランニング費用及び複数自治体がガバメントクラウド移行した際に按分効果により除外できるランニング費用を比較対象外とした場合

# 令和5年度ガバメントクラウド先行事業の検証予定内容

令和3年度から実施しているガバメントクラウド先行事業において、令和5年度は深堀フェーズとして、主に以下の事項を検証する予定です。

## 1. コストメリットや運用効率性が享受できる構成への移行検証

- 国が示す推奨構成及びマネージドサービスの活用検討、検証

## 2. 運用における目標管理指標の検証

- 指標値の検討、指標値達成状況の可視化検証
- 運用課題の抽出及び解決策の検討

## 3. 標準準拠システムのシフト検証

- シフトに伴う検証

## 4. ネットワーク接続の在り方検証

- ネットワーク接続の共同利用方法の検討

## 5. 投資対効果の検証

- 各検証項目等による投資対効果の検証

# ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要

- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体を公募する。
- 標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担することとする。

## 【事業の概要】

対象団体：検証に協力を希望する地方公共団体のうち、令和5年4月～6月の間にガバメントクラウドを利用開始希望する地方公共団体

※ 令和5年度の本事業については、地方公共団体のガバメントクラウド利用開始希望時期に応じて複数回の公募を想定している。（2回目以降は、4,7,11月頃を予定）

対象業務システム：①標準準拠システム ②関連システム

検証内容：地方公共団体が対象業務をガバメントクラウドにリフト又はシフトし、問題無く移行できることを検証

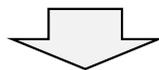
検証項目：①課金モデルの検証 ②共同利用方式への展開検証

③移行期間の短縮のための検証 ④標準準拠システムの効率的な運用によるコスト検証

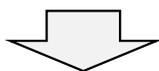
## — まとめ

# 自治体システムの統一・標準化に向けて

- ① 標準化法に基づき標準準拠システムへの移行が義務
- ② 対象業務(住基・税・社会保障・就学)が多岐に渡る(多くの部署が関連)
- ③ 2025年度(令和7年度)を目標に短期間に全国の自治体が一斉に移行
- ④ 標準仕様書に基づく業務フローの見直し(BPR)が必要
- ⑤ 万一の場合は、窓口業務が止まり、リスクが非常に大きい



自治体にコンピュータが導入されて以来の一大プロジェクト  
(万一、様々な課題が山積み)



自治体のトップから現場まで一丸となって取り組む、  
自治体とベンダと国が一体的に取り組む